

令和6年度 米子市勤労者福祉サービスセンター事業計画書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 基本方針

米子市のみならず西部地区中小企業の事業主と勤労者に対し、勤労者福祉の総合的な推進を図り、中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的としています。

新型コロナの感染症法上の位置付けが5類に引き下げられ感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る生活様式になり、それを踏まえて事業運営に努めることとし、会員のニーズに応えながら各種事業を通じて地域における産業や社会の活性化に貢献してまいります。中・四国のサービスセンターボウリング大会への参加など、引き続き（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター、中・四国地域のサービスセンター、山陰地区のサービスセンターと連携して割引提携施設の拡充、チケット、物品の共同購入などスケールメリットを活用し事業を実施いたします。

会員拡大については、役員並びに会員事業所による紹介、金融機関との提携と紹介、関係各位並びに関係自治体等のご協力を得て新規加入事業所の開拓と新規加入会員の獲得に努めます。

2 実施事業

I 勤労者福祉事業

1. 健康の維持増進に関する事業《定款第4条（1）》

健康の維持増進を図るため、健康管理に関する事業を行う

(1)健康診断受診助成

- ①「人間ドック」「一般健診」等健康診断の受診料助成
- ②白鳥健診の実施、助成
- ③遺伝子検査、おうちでドックの輸送健診の案内

(2)健康管理事業

- ①インフルエンザの予防接種助成事業

(3)スポーツ大会運営事業

- ①ゴルフ大会、ボウリング大会の開催

2. 生活の安定に関する事業《定款第4条（2）》

会員が安定して働ける環境づくりを目的とした事業を行う

(1)中小企業退職金制度

- ①中小企業退職金制度の普及啓発活動

(2)生活資金融資

- ①中国労働金庫の教育、住宅、カーライフ、多目的ローンの情報提供

(3)団体医療保険・共済

- ①全福センターの「全福ネット入院あんしん保険」「全福ネットワンコイン

労災」の情報提供

3. 自己啓発及び余暇活動に関する事業《定款第4条（3）》

勤労者の生活の質向上に向けた支援を行う

(1)各種資格取得時費用助成事業

自己の能力を高め、今後の仕事に役立つ資格を取得された場合に助成

(2)文化教養事業等の事業

①各種文化・教養講座の開催

②通信講座等受講割引

③c h u k a i コムコムスクエア、(一財)米子市文化財団との連携

(3)旅行補助事業

①一般パック旅行費の助成

②熟年夫婦旅行費の助成

③米子空港利用国際定期便旅行費の助成

④日帰り、泊付ツアーの斡旋・助成

(4)イベント・各種補助事業

プレゼント、地産地消、お取り寄せ、果物狩り割引補助、中元・歳暮斡旋
美術展、コンサート、映画、プロ野球公式戦、温泉入浴券、グルメ券
中・四国ボウリング大会

4. 情報提供事業及び加入推進に関する事業 《定款第4条（4）》

総合かつ効果的に勤労者福祉事業の推進を行う

(1)情報提供事業

①会報誌（年6回発行）

②ホームページによる情報提供

(2)加入推進事業

①会員からの紹介

②役員からの紹介

③金融機関との提携、紹介による加入推進

④自治体広報誌の掲載

⑤他の会報誌への広告等

(3)利用契約施設等の拡大と利用促進事業

①割引指定店の拡大及び利用促進

②山陰地区のサービスセンター共同事業

II 慶弔共済給付事業《定款第4条（2）》

給付事由に応じた保険金を支給する

(1)慶弔共済給付事業

勤続・結婚・還暦・出生・入学（小・中）・20歳祝金、傷害・傷病・死亡
保険金・住宅災害見舞金の給付を行う。